

1. 件名：福島第一原子力発電所におけるホールボディカウンタの不適切な測定に係る面談

2. 日時：令和2年5月29日（金）11：15～12：00

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、2月19日に発生したホールボディカウンタ（以下「WBC」という。）の不適切な測定について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 本事象発生後すぐに行った元請企業に対する調査では、他にWBCの不適切な測定は報告されなかったこと。
 - WBCの無人測定を開始した2016年4月1日から2020年2月20日までの期間について、東京電力が入退域の記録とWBCの記録を照合したところ、不適切な測定が疑われるものが30件あったこと。
 - 上記の照合結果に基づき調査したところ、WBCの対象者（14人）に対して、別の作業員（8人）が不適切にWBCを測定（30件）していたこと。
 - 原因として、WBC測定に必要な許可証は本人以外が持ち出しできない管理を元請企業に求めていたが適切に管理されておらず、無人測定ができる環境でもあったことから、WBCの不適切な測定が行われたこと。
 - 再発防止対策として、作業員へのWBCの重要性の教育、許可証の適切な管理を行うように元請企業への指導及びWBC測定時には係員を配置し本人確認をして実施すること。
- 原子力規制庁は上記の内容を確認し、以下の対応を求めた。
 - 本事象発生後すぐに行った調査では、WBCの不適切な測定を把握できていなかったため、元請企業に対する調査を徹底するとともに、元請企業に対し調査の不備に関する、指導・監督を適切に行うこと。
 - 廃炉作業を円滑に進めるために、WBCを24時間運用できる方法として本人確認を係員ではなく、機械式にするなどの検討を行うこと。
 - 前回面談時に対応を求めたが回答がなかったため、本事象のように、不適切な行為が可能な仕組みとなっているものが他にないか確認を行い、同様な仕組み

が他にある場合には不適切な行為ができない体制及び仕組みを構築し報告すること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所 ホールボディカウンタによる不適切な測定に関する富岡労働基準監督署への調査結果および再発防止対策の報告について